

平成 23 年 3 月

盛岡市議会定例会議案

議 案 目 次

| (議案番号) | (案 件) | (頁) |
|----------|---|-----|
| 議案第 3 号 | 平成23年度盛岡市一般会計予算…………… | 1 |
| 議案第 4 号 | 平成23年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算…………… | 21 |
| 議案第 5 号 | 平成23年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算…………… | 26 |
| 議案第 6 号 | 平成23年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算…………… | 30 |
| 議案第 7 号 | 平成23年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算…………… | 34 |
| 議案第 8 号 | 平成23年度盛岡市介護保険費特別会計予算…………… | 39 |
| 議案第 9 号 | 平成23年度盛岡市介護保険サービス事業費特別会計予算…………… | 44 |
| 議案第 10 号 | 平成23年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算…………… | 47 |
| 議案第 11 号 | 平成23年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算…………… | 50 |
| 議案第 12 号 | 平成23年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算…………… | 53 |
| 議案第 13 号 | 平成23年度盛岡市東中野財産区特別会計予算…………… | 56 |
| 議案第 14 号 | 平成23年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算…………… | 59 |
| 議案第 15 号 | 平成23年度盛岡市水道事業会計予算…………… | 別冊 |
| 議案第 16 号 | 平成23年度盛岡市下水道事業会計予算…………… | 別冊 |
| 議案第 17 号 | 平成23年度盛岡市病院事業会計予算…………… | 別冊 |
| 議案第 18 号 | 盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について…………… | 62 |
| 議案第 19 号 | 盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について…………… | 63 |
| 議案第 20 号 | 盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例について…………… | 66 |
| 議案第 21 号 | 玉山村の編入に伴う盛岡市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部 を改正する条例について…………… | 67 |
| 議案第 22 号 | 盛岡市市民協働推進基金条例について…………… | 68 |
| 議案第 23 号 | 盛岡市市庁舎整備基金条例について…………… | 69 |
| 議案第 24 号 | 盛岡市地球温暖化対策実行計画推進基金条例について…………… | 70 |
| 議案第 25 号 | 盛岡市高齢者等に対する肉用牛貸付基金条例の一部を改正する条例につい て…………… | 71 |
| 議案第 26 号 | 盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を 改正する条例について…………… | 72 |
| 議案第 27 号 | 盛岡市下水道条例の一部を改正する等の条例について…………… | 74 |
| 議案第 28 号 | 盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について…………… | 75 |
| 議案第 29 号 | 松内地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について…………… | 76 |
| 議案第 30 号 | 包括外部監査契約の締結について…………… | 77 |

議案第 3 号

平成23年度盛岡市一般会計予算

平成23年度盛岡市の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 108,072,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|---------------|---------------|------------------|
| 1 市税 | | 千円 40,491,302 |
| | 1 市民税 | 18,436,934 |
| | 2 固定資産税 | 17,508,804 |
| | 3 軽自動車税 | 409,297 |
| | 4 市たばこ税 | 1,894,519 |
| | 5 入湯税 | 57,766 |
| | 6 都市計画税 | 2,183,982 |
| 2 地方譲与税 | | 966,586 |
| | 1 地方揮発油譲与税 | 296,149 |
| | 2 自動車重量譲与税 | 670,437 |
| 3 利子割交付金 | | 91,479 |
| | 1 利子割交付金 | 91,479 |
| 4 配当割交付金 | | 28,017 |
| | 1 配当割交付金 | 28,017 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | | 2,645 |
| | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 2,645 |
| 6 地方消費税交付金 | | 3,136,688 |
| | 1 地方消費税交付金 | 3,136,688 |
| 7 ゴルフ場利用税交付金 | | 25,734 |

| 款 | 項 | 金額 |
|----------------|---------------|------------|
| | | 千円 |
| | 1 ゴルフ場利用税交付金 | 25,734 |
| 8 特別地方消費税交付金 | | 1 |
| | 1 特別地方消費税交付金 | 1 |
| 9 自動車取得税交付金 | | 145,262 |
| | 1 自動車取得税交付金 | 145,262 |
| 10 地方特例交付金 | | 490,285 |
| | 1 地方特例交付金 | 490,285 |
| 11 地方交付税 | | 18,854,580 |
| | 1 地方交付税 | 18,854,580 |
| 12 交通安全対策特別交付金 | | 81,678 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 81,678 |
| 13 分担金及び負担金 | | 1,340,570 |
| | 1 負担金 | 1,340,570 |
| 14 使用料及び手数料 | | 1,683,726 |
| | 1 使用料 | 1,127,753 |
| | 2 手数料 | 489,127 |
| | 3 証紙収入 | 66,846 |
| 15 国庫支出金 | | 18,439,257 |
| | 1 国庫負担金 | 14,143,405 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|----------------|-----------|
| | | 千円 |
| | 2 国庫補助金 | 4,216,468 |
| | 3 委託金 | 79,384 |
| 16 県支出金 | | 5,472,808 |
| | 1 県負担金 | 2,212,659 |
| | 2 県補助金 | 2,343,378 |
| | 3 委託金 | 916,771 |
| 17 財産収入 | | 286,043 |
| | 1 財産運用収入 | 141,449 |
| | 2 財産売却収入 | 144,594 |
| 18 寄附金 | | 6,287 |
| | 1 寄附金 | 6,287 |
| 19 繰入金 | | 1,708,093 |
| | 1 特別会計繰入金 | 11,190 |
| | 2 基金繰入金 | 1,696,903 |
| 20 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 21 諸収入 | | 1,568,258 |
| | 1 延滞金, 加算金及び過料 | 85,351 |
| | 2 市預金利子 | 4,663 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-----------|---------------|
| | 3 貸付金元利収入 | 千円 644,297 |
| | 4 受託事業収入 | 17,114 |
| | 5 雑入 | 816,833 |
| 22 市債 | | 13,252,700 |
| | 1 市債 | 13,252,700 |
| 歳 入 合 計 | | 108,072,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|-------------|---------------|
| 1 議会費 | | 千円 813,897 |
| | 1 議会費 | 813,897 |
| 2 総務費 | | 8,749,932 |
| | 1 総務管理費 | 6,695,516 |
| | 2 徴税費 | 1,133,277 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 510,387 |
| | 4 選挙費 | 282,840 |
| | 5 統計調査費 | 44,793 |
| | 6 監査委員費 | 83,119 |
| 3 民生費 | | 37,958,857 |
| | 1 社会福祉費 | 14,493,163 |
| | 2 児童福祉費 | 15,615,345 |
| 3 生活保護費 | 7,850,349 | |
| 4 衛生費 | | 10,058,178 |
| | 1 保健衛生費 | 3,492,891 |
| | 2 清掃費 | 3,901,756 |
| 3 保健所費 | 2,663,531 | |
| 5 労働費 | | 300,050 |
| | 1 労働諸費 | 300,050 |

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|-----------|-----------------|
| 6 農林費 | | 千円 2,518,514 |
| | 1 農業費 | 2,156,172 |
| | 2 林業費 | 362,342 |
| 7 商工費 | | 1,545,525 |
| | 1 商工費 | 1,545,525 |
| 8 土木費 | | 16,519,284 |
| | 1 土木管理費 | 197,060 |
| | 2 道路橋りよう費 | 3,945,715 |
| | 3 河川費 | 528,809 |
| | 4 都市計画費 | 10,985,486 |
| | 5 住宅費 | 862,214 |
| 9 消防費 | | 3,378,546 |
| | 1 消防費 | 3,378,546 |
| 10 教育費 | | 10,592,141 |
| | 1 教育総務費 | 766,433 |
| | 2 小学校費 | 3,029,531 |
| | 3 中学校費 | 2,341,750 |
| | 4 高等学校費 | 647,395 |
| | 5 幼稚園費 | 405,199 |

| 款 | 項 | 金額 |
|----------|---------------|-----------------|
| | 6 社会教育費 | 千円 2,426,927 |
| | 7 保健体育費 | 974,906 |
| 11 災害復旧費 | | 1 |
| | 1 公共土木施設災害復旧費 | 1 |
| 12 公債費 | | 15,587,075 |
| | 1 公債費 | 15,587,075 |
| 13 予備費 | | 50,000 |
| | 1 予備費 | 50,000 |
| 歳 | 出 | 合 |
| | | 計 |
| | | 108,072,000 |

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|----------------------|--|
| 農業近代化資金の融資に伴う利子補給 についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成43年度 | 年 0.5% |
| 農業経営基盤強化資金の融通に伴う利 子補給についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成48年度 | 財投金利 5.0%未満 年 0.5% 5.0%以上6.5%未満 年 0.33% 6.5%以上 年 0.17% |
| 自然災害及び農畜産物価格低迷対策特 別資金の融通に伴う利子補給につい ての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成28年度 | 年 0.65% |
| 平成22年産農産物販売価格低迷支援対 策資金の融通に伴う利子補給につい ての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成26年度 | 長期資金 年 0.65% 短期資金 年 0.9875% |
| 平成22年度雪害対応資金の融通に伴う 利子補給についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成26年度 | 年 0.5% |
| 商工振興資金の融資に伴う保証料補給 についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成32年度 | 岩手県信用保証協会の定める保証料の額 |
| 松園地区公民館整備事業に必要とする 経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成24年度 | 268,950 |
| 好摩地区体育施設整備事業に必要とす る経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成24年度 | 518,100 |
| 仙北地区活動センターの管理運営に必 要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 5,524万円に物価変動による増減額を加算し た額 |
| 中野地区活動センターの管理運営に必 要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2,791万円に物価変動による増減額を加算し た額 |
| みたけ地区活動センターの管理運営に 必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2,876万円に物価変動による増減額を加算し た額 |
| 太田地区活動センターの管理運営に必 要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3,881万円に物価変動による増減額を加算し た額 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|----------------------|-----------------------------|
| 土淵地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2,748万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| つなぎ地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2,871万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 緑が丘地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2,763万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 山岸地区活動センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2,798万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 青山地区活動センター及び盛岡市立青山老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 9,875万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 厨川地区活動センター、盛岡市立厨川児童センター及び盛岡市立厨川老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 5,805万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 松園地区活動センター、盛岡市立松園児童センター及び盛岡市立松園老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 7,302万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 加賀野地区活動センター、盛岡市立加賀野児童センター及び盛岡市立加賀野老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 6,144万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 本宮地区活動センター、盛岡市立本宮児童センター及び盛岡市立本宮老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 6,738万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| もりおか女性センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 1億 8,942万円に物価変動による増減額を加算した額 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|----------------------|--------------------------|
| 盛岡市青山墓園及び盛岡市新庄墓園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2,985万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立愛宕山老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,436万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立杜陵老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,458万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立西厨川老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2,363万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立つなぎ老人憩いの家の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2,081万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立西青山老人憩いの家の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 1,632万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立高松老人憩いの家の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 1,592万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立山岸老人憩いの家の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 1,763万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立川目児童センター及び盛岡市立川目老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,992万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立北厨川児童センター及び盛岡市立北厨川老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,225万円に物価変動による増減額を加算した額 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|----------------------|--------------------------|
| 盛岡市立仁王児童センター及び盛岡市立仁王老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,153万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立山王児童センター及び盛岡市立山王老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,231万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立桜城児童センター及び盛岡市立桜城老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,158万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立山岸児童センター及び盛岡市立山岸老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,400万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立上田児童センター及び盛岡市立上田老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,161万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立大慈寺児童センター及び盛岡市立大慈寺老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,106万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立下太田児童センター及び盛岡市立下太田老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,111万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立緑が丘児童センター及び盛岡市立緑が丘老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,172万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立仙北児童センター及び盛岡市立仙北老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 5,051万円に物価変動による増減額を加算した額 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|----------------------|--------------------------|
| 盛岡市立上米内児童センター及び盛岡市立上米内老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,221万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立北松園児童センター及び盛岡市立北松園老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 6,386万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立上堂児童センター及び盛岡市立上堂老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,905万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立見前児童センター及び盛岡市立世代交流センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,652万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立青山児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3,440万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立大新児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3,377万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立杜陵児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3,398万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立みたけ児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3,405万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立城西児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3,429万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立河北児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3,423万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立高松児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3,425万円に物価変動による増減額を加算した額 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|----------------------|--------------------------|
| 盛岡市立上飯岡児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,109万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立津志田児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,119万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立湯沢児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,084万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立月が丘児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3,721万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立手代森児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,267万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立永井児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3,493万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立乙部児童センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,311万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立巻堀児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成24年度 | 5,055万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立日戸児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成24年度 | 2,169万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立好摩児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成24年度 | 3,305万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立生出児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成24年度 | 2,089万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立渋民児童館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成24年度 | 3,573万円に物価変動による増減額を加算した額 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|----------------------|-----------------------------|
| 盛岡市立地域福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 8,070万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立けやき荘及び盛岡市立太田老人福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2億 5,195万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市都南つどいの森, 盛岡市立都南老人福祉センター及び盛岡市都南サイクリングターミナルの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2億 5,178万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立乙部老人福祉センター及び盛岡市立乙部運動広場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2,545万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立ひまわり学園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2億 3,379万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立しらたき工房の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 8,394万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立身体障害者福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 6,740万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立かつら荘の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 9,550万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市中央通勤労青少年ホームの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 8,898万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市勤労福祉会館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 6,057万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市都南勤労福祉会館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 618万円に物価変動による増減額を加算した額 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|----------------------|-----------------------------|
| 盛岡市中高年齢者勤労福祉センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,397万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市外山森林公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4,594万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 町村活性化センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 71万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 岩洞活性化センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 1,879万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市岩洞湖家族旅行村休憩施設及び盛岡市岩洞湖家族旅行村テニスコートの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 279万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市産学官連携研究センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成26年度 | 5,200万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市新事業創出支援センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成24年度 | 1,500万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市観光文化交流センター及びもりおか啄木・賢治青春館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3億 3,412万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 岩手公園地下駐車場, マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2億 9,129万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市高松公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 6,639万円に物価変動による増減額を加算した額 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|----------------------|-----------------------------|
| 盛岡市動物公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 7億 5,735万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市岩手公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成26年度 | 8,604万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市改良住宅, 地区施設, 盛岡市市営住宅, 共同施設, 盛岡市コミュニティ住宅及び関連施設の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成27年度 | 4億 4,000万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市太田橋野球場, 盛岡市アイスアリーナ, 盛岡市立太田スポーツセンター, 盛岡市立太田テニスコート及び盛岡南公園球技場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3億 6,244万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市営野球場, 盛岡市立武道館, 盛岡市弓道場, 盛岡市立綱取スポーツセンター及び盛岡市立東中野運動広場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 1億 669万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立高松プール, 盛岡市総合プール及び盛岡市都南中央公園プールの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4億 964万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市渋民野球場, 盛岡市立生出スキー場, 盛岡市立玉山運動場, 盛岡市立好摩相撲場, 盛岡市立好摩テニスコート及び盛岡市渋民運動公園の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 8,794万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡体育館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 6,974万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市立松園運動広場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 233万円に物価変動による増減額を加算した額 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|----------------------|-----------------------------|
| 盛岡市屋内ゲートボール場の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 720万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市都南体育館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成26年度 | 4,800万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡劇場, 盛岡市都南文化会館, 盛岡市民文化ホール及び盛岡市泖民文化会館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 14億 834万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡てがみ館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 6,249万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 大ケ生ふるさと学習センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 185万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 姫神ふるさと学習センターの管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成26年度 | 263万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市河南公民館及び盛岡市都南公民館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 1億 3,932万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 盛岡市子ども科学館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 4億 3,920万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| 歴史公園(志波城古代公園)の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 2,058万円に物価変動による増減額を加算した額 |
| もりおか歴史文化館の管理運営に必要とする経費についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成25年度 | 3億 8,968万円に物価変動による増減額を加算した額 |

第3表 地方債

(単位 千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|----------------------|-----------|--|---|---|
| 臨時財政対策債 | 4,780,000 | 借入先 財務省, 銀行及びその他 借入方法 証書借入又は証券発行 借入時期 平成23年度 ただし, 財政の都合等により起債金額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。 | 年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方式で借り入れる資金について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率) | 政府資金その他借入先の融資条件による。 ただし, 財政又は借入先の都合並びに金融の状態により繰り上げ償還し, 又は償還年限を短縮し若しくは低利に借換えすることができる。 |
| 庁舎等耐震補強事業債 | 88,500 | | | |
| 築川支所整備事業債 | 11,700 | | | |
| 小袋地区コミュニティセンター建設事業債 | 49,400 | | | |
| (仮称) 築川老人福祉センター建設事業債 | 33,800 | | | |
| (仮称) 築川児童センター建設事業債 | 50,700 | | | |
| 社会福祉施設整備事業債 | 763,000 | | | |
| 旧盛岡競馬場跡地複合福祉施設建設事業債 | 5,200 | | | |
| 上水道安全対策事業出資債 | 59,000 | | | |
| 火葬場整備事業債 | 1,329,600 | | | |
| 旧盛岡競馬場跡地整備事業債 | 26,200 | | | |
| 清掃運搬施設整備事業債 | 15,900 | | | |
| 農村整備事業債 | 15,100 | | | |
| 林道整備事業債 | 11,400 | | | |
| 公有林整備事業債 | 35,300 | | | |
| 有機物資源活用施設整備事業債 | 165,600 | | | |
| 鉦屋町歴史的建造物活用事業債 | 10,300 | | | |
| 地方道路等整備事業債 | 2,829,800 | | | |
| 道路整備事業債 | 294,800 | | | |

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------------------|------------|-------|----|-------|
| 高齢者・障がい者にやさしいまちづくり事業債 | 14,400 | | | |
| 急傾斜地崩壊対策事業債 | 500 | | | |
| 河川整備事業債 | 121,400 | | | |
| 公園整備事業債 | 221,100 | | | |
| 土地区画整理事業債 | 17,400 | | | |
| 公営住宅建設事業債 | 174,900 | | | |
| まちづくり交付金事業債 | 447,300 | | | |
| 主要バス停整備事業債 | 1,100 | | | |
| 旧覆練兵場整備事業債 | 61,700 | | | |
| 消防施設整備事業債 | 52,200 | | | |
| 向中野小学校建設事業債 | 399,000 | | | |
| 渋民小学校施設整備事業債 | 32,300 | | | |
| 厨川中学校校舎改築事業債 | 691,500 | | | |
| 城東中学校校舎改築事業債 | 52,200 | | | |
| 城西中学校校舎改築事業債 | 86,800 | | | |
| 志波城跡保存整備事業債 | 9,800 | | | |
| 盛岡南新都市整備事業債 | 7,200 | | | |
| 松園地区公民館整備事業債 | 90,000 | | | |
| 好摩地区体育施設整備事業債 | 196,600 | | | |
| 計 | 13,252,700 | | | |

議案第 4 号

平成23年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計予算

平成23年度盛岡市の公設浄化槽事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,245千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすること

ができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、

起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-----------|-------------|
| 1 分担金及び負担金 | | 千円 3,060 |
| | 1 分担金 | 2,760 |
| | 2 負担金 | 300 |
| 2 使用料及び手数料 | | 2,927 |
| | 1 使用料 | 2,926 |
| | 2 手数料 | 1 |
| 3 国庫支出金 | | 7,762 |
| | 1 国庫補助金 | 7,762 |
| 4 繰入金 | | 1,836 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,836 |
| 5 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 6 諸収入 | | 159 |
| | 1 延滞金 | 1 |
| | 2 雑入 | 158 |
| 7 市債 | | 12,500 |
| | 1 市債 | 12,500 |
| 歳 入 合 計 | | 28,245 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|------------|--------------|
| 1 公設浄化槽整備費 | | 千円 23,588 |
| | 1 公設浄化槽整備費 | 23,588 |
| 2 公設浄化槽管理費 | | 4,063 |
| | 1 公設浄化槽管理費 | 4,063 |
| 3 公債費 | | 594 |
| | 1 公債費 | 594 |
| 歳 出 合 計 | | 28,245 |

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|----------------------|---|
| 公設浄化槽排水設備普及資金借受者に 対する利子補給についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成28年度 | 公設浄化槽排水設備普及資金融資額に 対する年利 8 % 以内の利子補給額 |

第3表 地方債

(単位 千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|----------|--------|--|---|---|
| 公設浄化槽事業債 | 12,500 | 借入先 財務省, 銀行 及びその他 借入方法 証書借入又 は証券発行 借入時期 平成23年度 ただし, 財政の都 合等により起債金額 の全部又は一部を翌 年度に繰り延べて起 債することができる。 | 年 4.0%以内 (ただし, 利率見直し方 式で借り入れ る資金につい て, 利率の見 直しを行った 後においては, 当該見直し後 の利率) | 政府資金その他借入 先の融資条件による。 ただし, 財政又は借 入先の都合並びに金融 の状態により繰り上げ 償還し, 又は償還年限 を短縮し若しくは低利 に借換えすることがで きる。 |
| 計 | 12,500 | | | |

議案第 5 号

平成23年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計予算

平成23年度盛岡市の農業集落排水事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 535,183千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|-----------|-----------|
| 1 分担金及び負担金 | | 千円 100 |
| | 1 分担金 | 100 |
| 2 使用料及び手数料 | | 70,652 |
| | 1 使用料 | 70,602 |
| | 2 手数料 | 50 |
| 3 県支出金 | | 15 |
| | 1 県補助金 | 15 |
| 4 繰入金 | | 449,414 |
| | 1 一般会計繰入金 | 449,414 |
| 5 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 6 諸収入 | | 15,001 |
| | 1 延滞金 | 1 |
| | 2 貸付金元利収入 | 15,000 |
| 歳 入 | 合 計 | 535,183 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------------|--------------|
| 1 農業集落排水事業費 | | 千円 15,183 |
| | 1 農業集落排水整備費 | 15,183 |
| 2 農業集落排水施設管理費 | | 87,322 |
| | 1 農業集落排水施設管理費 | 87,322 |
| 3 公債費 | | 432,678 |
| | 1 公債費 | 432,678 |
| 歳 出 | 合 計 | 535,183 |

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---|----------------------|-----------------------------|
| 排水設備普及資金借受者に対する利子補給についての債務負担 (平成23年度分) | 自 平成23年度 至 平成29年度 | 排水設備普及資金融資額に対する年利8%以内の利子補給額 |

議案第 6 号

平成23年度盛岡市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

平成23年度盛岡市の母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 139,326千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|-----------|--------------|
| 1 繰入金 | | 千円 34,458 |
| | 1 一般会計繰入金 | 34,458 |
| 2 諸収入 | | 57,567 |
| | 1 貸付金元利収入 | 56,735 |
| | 2 雑入 | 832 |
| 3 市債 | | 47,300 |
| | 1 市債 | 47,300 |
| 4 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 歳入合計 | | 139,326 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|---------|---------------|
| 1 母子寡婦福祉資金貸付費 | | 千円 139,326 |
| | 1 貸付費 | 127,656 |
| | 2 貸付事務費 | 11,670 |
| 歳 出 合 計 | | 139,326 |

第2表 地方債

(単位 千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------------|--------|---------------------------------------|-----|--|
| 母子寡婦福祉 資金貸付事業 | 47,300 | 借入先 厚生労働省 借入方法 普通貸借 借入時期 平成23年度 | 無利子 | 母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129 号)第37条第2項,第 4項及び第6項に定め るところにより償還す る。 |
| 計 | 47,300 | | | |

議案第 7 号

平成23年度盛岡市国民健康保険費特別会計予算

平成23年度盛岡市の国民健康保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25,952,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|------------|-----------------|
| 1 国民健康保険税 | | 千円 5,702,080 |
| | 1 国民健康保険税 | 5,702,080 |
| 2 使用料及び手数料 | | 4,005 |
| | 1 手数料 | 4,000 |
| | 2 証紙収入 | 5 |
| 3 国庫支出金 | | 6,532,305 |
| | 1 国庫負担金 | 4,797,953 |
| | 2 国庫補助金 | 1,734,352 |
| 4 療養給付費交付金 | | 1,372,902 |
| | 1 療養給付費交付金 | 1,372,902 |
| 5 前期高齢者交付金 | | 6,153,993 |
| | 1 前期高齢者交付金 | 6,153,993 |
| 6 県支出金 | | 1,025,720 |
| | 1 県負担金 | 136,632 |
| | 2 県補助金 | 889,088 |
| 7 共同事業交付金 | | 3,087,012 |
| | 1 共同事業交付金 | 3,087,012 |
| 8 財産収入 | | 5 |
| | 1 財産運用収入 | 5 |

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|----------------|-----------------|
| 9 繰入金 | | 千円 2,008,264 |
| | 1 一般会計繰入金 | 2,008,263 |
| | 2 基金繰入金 | 1 |
| 10 繰越金 | | 2 |
| | 1 繰越金 | 2 |
| 11 諸収入 | | 66,711 |
| | 1 延滞金, 加算金及び過料 | 42,780 |
| | 2 雑入 | 23,931 |
| 歳 | 入 | 合 |
| | | 計 |
| | | 25,952,999 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------|------------|---------------|
| 1 総務費 | | 千円 429,574 |
| | 1 総務管理費 | 242,170 |
| | 2 徴税費 | 186,731 |
| | 3 運営協議会費 | 673 |
| 2 保険給付費 | | 18,077,991 |
| | 1 療養諸費 | 16,043,555 |
| | 2 高額療養費 | 1,877,341 |
| | 3 移送費 | 2 |
| | 4 出産育児諸費 | 145,393 |
| | 5 葬祭諸費 | 11,700 |
| 3 後期高齢者支援金 | | 2,998,332 |
| | 1 後期高齢者支援金 | 2,998,332 |
| 4 前期高齢者納付金 | | 8,699 |
| | 1 前期高齢者納付金 | 8,699 |
| 5 老人保健拠出金 | | 10,186 |
| | 1 老人保健拠出金 | 10,186 |
| 6 介護納付金 | | 1,322,275 |
| | 1 介護納付金 | 1,322,275 |
| 7 共同事業拠出金 | | 2,902,855 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|--------------|-----------------|
| | 1 共同事業拠出金 | 千円 2,902,855 |
| 8 保健事業費 | | 173,135 |
| | 1 保健事業費 | 173,135 |
| 9 基金積立金 | | 1 |
| | 1 基金積立金 | 1 |
| 10 諸支出金 | | 27,951 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 27,951 |
| 11 予備費 | | 2,000 |
| | 1 予備費 | 2,000 |
| 歳 | 出 | 合 |
| | | 計 |
| | | 25,952,999 |

議案第 8 号

平成23年度盛岡市介護保険費特別会計予算

平成23年度盛岡市の介護保険費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,274,180千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-----------|-----------------|
| 1 保険料 | | 千円 3,124,567 |
| | 1 介護保険料 | 3,124,567 |
| 2 使用料及び手数料 | | 570 |
| | 1 手数料 | 569 |
| | 2 証紙収入 | 1 |
| 3 国庫支出金 | | 3,912,955 |
| | 1 国庫負担金 | 2,942,235 |
| | 2 国庫補助金 | 970,714 |
| | 3 委託金 | 6 |
| 4 支払基金交付金 | | 5,013,684 |
| | 1 支払基金交付金 | 5,013,684 |
| 5 県支出金 | | 2,504,166 |
| | 1 県負担金 | 2,446,137 |
| | 2 県補助金 | 58,029 |
| 6 財産収入 | | 170 |
| | 1 財産運用収入 | 170 |
| 7 繰入金 | | 2,717,367 |
| | 1 一般会計繰入金 | 2,480,059 |
| | 2 基金繰入金 | 237,308 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|----------------|------------|
| 8 繰越金 | | 千円 5 |
| | 1 繰越金 | 5 |
| 9 諸収入 | | 696 |
| | 1 延滞金, 加算金及び過料 | 1 |
| | 2 雑入 | 695 |
| 歳 入 合 計 | | 17,274,180 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|------------------|---------------|
| 1 総務費 | | 千円 359,843 |
| | 1 総務管理費 | 198,168 |
| | 2 徴収費 | 30,580 |
| | 3 介護認定審査会費 | 127,544 |
| | 4 趣旨普及費 | 3,551 |
| 2 保険給付費 | | 16,579,607 |
| | 1 介護サービス等諸費 | 14,976,729 |
| | 2 介護予防サービス等諸費 | 478,351 |
| | 3 その他諸費 | 23,770 |
| | 4 高額介護サービス等費 | 283,843 |
| | 5 高額医療合算介護サービス等費 | 58,666 |
| | 6 特定入所者介護サービス等費 | 758,248 |
| 3 地域支援事業費 | | 330,054 |
| | 1 介護予防事業費 | 133,248 |
| | 2 包括的支援事業・任意事業費 | 196,806 |
| 4 基金積立金 | | 170 |
| | 1 基金積立金 | 170 |
| 5 諸支出金 | | 3,506 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 3,506 |

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|-------|-------------|
| 6 予備費 | | 千円 1,000 |
| | 1 予備費 | 1,000 |
| 歳 出 合 計 | | 17,274,180 |

議案第 9 号

平成23年度盛岡市介護保険サービス事業費特別会計予算

平成23年度盛岡市の介護保険サービス事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,007千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|----------|-----------|-------------|
| 1 サービス収入 | | 千円 2,255 |
| | 1 介護給付費収入 | 1,646 |
| | 2 予防給付費収入 | 414 |
| | 3 自己負担金収入 | 195 |
| 2 繰入金 | | 3,752 |
| | 1 一般会計繰入金 | 3,752 |
| 歳入合計 | | 6,007 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-----------|-------------|-------------|
| 1 サービス事業費 | | 千円 6,007 |
| | 1 居宅サービス事業費 | 6,007 |
| 歳 出 合 計 | | 6,007 |

議案第 10 号

平成23年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計予算

平成23年度盛岡市の後期高齢者医療費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,367,041千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------|----------------|-----------------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 千円 2,069,232 |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 2,069,232 |
| 2 使用料及び手数料 | | 625 |
| | 1 手数料 | 625 |
| 3 繰入金 | | 290,545 |
| | 1 一般会計繰入金 | 290,545 |
| 4 諸収入 | | 6,639 |
| | 1 延滞金, 加算金及び過料 | 2 |
| | 2 償還金及び還付加算金 | 4,501 |
| | 3 雑入 | 2,136 |
| 歳 入 合 計 | | 2,367,041 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------------|------------------|--------------|
| 1 総務費 | | 千円 26,457 |
| | 1 総務管理費 | 3,279 |
| | 2 徴収費 | 23,178 |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 2,335,083 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 2,335,083 |
| 3 諸支出金 | | 4,501 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 4,501 |
| 4 予備費 | | 1,000 |
| | 1 予備費 | 1,000 |
| 歳 出 合 計 | | 2,367,041 |

議案第 11 号

平成23年度盛岡市中央卸売市場費特別会計予算

平成23年度盛岡市の中央卸売市場費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,562,224千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-----------|---------------|
| 1 使用料及び手数料 | | 千円 651,697 |
| | 1 使用料 | 651,696 |
| | 2 手数料 | 1 |
| 2 財産収入 | | 5 |
| | 1 財産運用収入 | 5 |
| 3 繰入金 | | 727,967 |
| | 1 一般会計繰入金 | 708,968 |
| | 2 基金繰入金 | 18,999 |
| 4 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 5 諸収入 | | 182,554 |
| | 2 雑入 | 182,554 |
| 歳 入 合 計 | | 1,562,224 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|---------------|
| 1 市場総務費 | | 千円 505,425 |
| | 1 市場管理費 | 505,425 |
| 2 公債費 | | 1,056,299 |
| | 1 公債費 | 1,056,299 |
| 3 予備費 | | 500 |
| | 1 予備費 | 500 |
| 歳 出 合 計 | | 1,562,224 |

議案第 12 号

平成23年度盛岡市土地取得事業費特別会計予算

平成23年度盛岡市の土地取得事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 113,698千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|-----------|--------------|
| 1 財産収入 | | 千円 14,792 |
| | 1 財産運用収入 | 13,044 |
| | 2 財産売却収入 | 1,748 |
| 2 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 3 諸収入 | | 98,905 |
| | 1 貸付金元利収入 | 98,905 |
| 歳 入 合 計 | | 113,698 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|--------------|
| 1 管理事務費 | | 千円 13,045 |
| | 1 管理事務費 | 13,045 |
| 2 公債費 | | 100,653 |
| | 1 公債費 | 100,653 |
| 歳 出 合 計 | | 113,698 |

議案第 13 号

平成23年度盛岡市東中野財産区特別会計予算

平成23年度盛岡市の東中野財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,677千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|----------|-------------|
| 1 財産収入 | | 千円 2,676 |
| | 1 財産運用収入 | 2,675 |
| | 2 財産売却収入 | 1 |
| 2 諸収入 | | 1 |
| | 1 雑入 | 1 |
| 歳 入 合 計 | | 2,677 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|-------------|
| 1 財産費 | | 千円 2,677 |
| | 1 財産管理費 | 2,677 |
| 歳 出 合 計 | | 2,677 |

議案第 14 号

平成23年度盛岡市東中野，東安庭，門財産区特別会計予算

平成23年度盛岡市の東中野，東安庭，門財産区特別会計予算は，次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は，歳入歳出それぞれ 704千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は，「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成23年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|-----------|---------|
| 1 財産収入 | | 千円 8 |
| | 1 財産運用収入 | 7 |
| | 2 財産売却収入 | 1 |
| 2 繰入金 | | 695 |
| | 1 一般会計繰入金 | 695 |
| 3 諸収入 | | 1 |
| | 1 雑入 | 1 |
| 歳入合計 | | 704 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------|---------|-----------|
| 1 財産費 | | 千円 704 |
| | 1 財産管理費 | 704 |
| 歳 出 合 計 | | 704 |

議案第 18 号

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について
盛岡市職員定数条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例

盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「1,476人」を「1,473人」に、「99人」を「104人」に、「239人」を「222人」に、「88人」を「89人」に、「278人」を「269人」に、「68人」を「58人」に、「2,402人」を「2,364人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

議案第 19 号

盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
盛岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第76号）の一部を次のように改正する。
第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児

休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第17条第1項中「及び第19条」を削る。

第19条中「育児短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「よる育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を、「職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を、「育児時間を」の次に「承認されている時間を」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

議案第 20 号

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例について
盛岡市職員給与支給条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例の一部を改正する条例

盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項を次のように改める。

第17条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用の日以後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額30万 6,000円
- (2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額3万円

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

採用による欠員の補充が困難である獣医師に対し、初任給調整手当を支給しようとするものである。

議案第 21 号

玉山村の編入に伴う盛岡市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する
条例について

玉山村の編入に伴う盛岡市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部を次のとおり改正する
ものとする。

平成23年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

玉山村の編入に伴う盛岡市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部を改正する
条例

玉山村の編入に伴う盛岡市市税条例の適用の経過措置に関する条例（平成17年条例第49号）の一
部を次のように改正する。

第8条第1項及び第2項中「ついては」の次に「，平成22年度分に限り」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

旧玉山村の区域における国民健康保険税の経過措置を平成22年度で終了しようとするものである。

議案第 22 号

盛岡市市民協働推進基金条例について

盛岡市市民協働推進基金条例を次のとおり定めるものとする。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市民協働推進基金条例

(設置)

第1条 市民活動団体等が行う公共の利益の増進を目的とする活動を支援することにより、市民による協働の推進に資するため、市民協働推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金によって保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

市民活動団体等が行う公共の利益の増進を目的とする活動を支援することにより、市民による協働の推進に資するため、市民協働推進基金を設置しようとするものである。

議案第 23 号

盛岡市市庁舎整備基金条例について

盛岡市市庁舎整備基金条例を次のとおり定めるものとする。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市庁舎整備基金条例

(設置)

第1条 市庁舎の整備事業に要する経費の財源に充てるため、市庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金によって保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

市庁舎の整備事業に要する経費の財源に充てるため、市庁舎整備基金を設置しようとするものである。

議案第 24 号

盛岡市地球温暖化対策実行計画推進基金条例について

盛岡市地球温暖化対策実行計画推進基金条例を次のとおり定めるものとする。

平成23年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地球温暖化対策実行計画推進基金条例

(設置)

第1条 市の区域における温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための盛岡市地球温暖化対策地方公共団体実行計画の推進に要する経費の財源に充てるため、地球温暖化対策実行計画推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金によって保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。

2 盛岡市ごみ減量推進基金条例（平成 3 年条例第 8 号）は、廃止する。

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の盛岡市ごみ減量推進基金条例によるごみ減量推進基金に属する現金及び有価証券は、基金に属する現金及び有価証券とする。

提案理由

市の区域における温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための盛岡市地球温暖化対策地方公共団体実行計画の推進に要する経費の財源に充てるため、地球温暖化対策実行計画推進基金を設置しようとするものである。

議案第 25 号

盛岡市高齢者等に対する肉用牛貸付基金条例の一部を改正する条例について
盛岡市高齢者等に対する肉用牛貸付基金条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市高齢者等に対する肉用牛貸付基金条例の一部を改正する条例
盛岡市高齢者等に対する肉用牛貸付基金条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1,337万9,259円」を「1,194万2円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

事業終了による強い農業づくり交付金の段階的な返還に伴い、基金の額を改定しようとするものである。

議案第 26 号

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例（平成14年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「及び下宿」を「，下宿及び長屋」に改め，同号エ中「高さ」を「アンテナを含めた高さ」に改め，同号中エをオとし，ウの次に次のように加える。

エ 葬祭場（業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設をいう。）

第2条第2項第4号中「第1号エ」を「第1号オ」に改め，同項第5号中「枯渇等」を「枯渇，ごみの堆積，通学路の安全の低下等」に改める。

第7条第1項中「及び下宿」を「，下宿及び長屋」に改め，同条第3項中「は，前2項」を「は，前各項」に，「対し，前2項」を「対し，第1項，第2項（第3項において読み替えて準用する場合を含む。）及び前項」に改め，同項を同条第5項とし，同条第2項中「第2条第2項第1号エ」を「第2条第2項第1号オ」に，「同号エ」を「同号オ」に改め，同項を同条第4項とし，同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第2条第2項第1号ウに該当する中高層建築物等の建築主等は，当該中高層建築物等の建築計画の策定に当たり，次に掲げる事項その他の周辺の住環境に影響を与えると予測される事項について配慮するよう努めなければならない。

- (1) 当該中高層建築物等の敷地に隣接する道路の交通の安全を確保すること。
- (2) 当該中高層建築物等の利用者，来客者等の自動車，自転車等の駐車スペースを確保すること。
- (3) 当該中高層建築物等及び当該中高層建築物等の敷地内に掲出される広告物等（盛岡市屋外広告物条例（平成19年条例第68号）第2条第2号に規定する広告物等をいう。）の意匠，色彩等は，周辺の景観と調和するものとする。
- (4) 当該中高層建築物等の敷地内から生ずる音及び光について，周辺の住環境に配慮すること。
- (5) 当該中高層建築物等の敷地の周辺に所在する小学校及び中学校の教育環境に配慮すること。

3 前項（第5号を除く。）の規定は，第2条第2項第1号エに該当する中高層建築物等の建築主等について準用する。この場合において，前項第4号中「光」とあるのは，「臭い」と読み替え

るものとする。

第10条第2項中「第6条第1項（法）」及び「第6条の2第1項（法）」の次に「第87条第1項及び」を加え、「の少なくとも30日前」を削り、「の少なくとも45日前）」を「」の少なくとも30日前」に改め、「第7条第1項（法）」の次に「第87条第1項及び」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3章の規定は、平成23年7月1日以後の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第6条の2第1項に規定する確認の求め（同法第6条第1項に規定する確認を要しない中高層建築物等にあつては、建築等の工事の施工）に係る中高層建築物等から適用する。
- 3 前項の場合において、この条例の施行の日前に当該中高層建築物等の建築等に係る改正後の条例附則第3項各号に掲げる行為に相当する行為がされたときは、当該相当する行為は、当該各号に掲げる行為とみなす。

提案理由

中高層建築物等及び周辺住民並びに建築計画の周知を要する建築等の範囲を拡大するとともに、建築主等が配慮すべき事項を追加しようとするものである。

議案第 27 号

盛岡市下水道条例の一部を改正する等の条例について
盛岡市下水道条例の一部を改正する等の条例を次のとおり定めるものとする。

平成23年 2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市下水道条例の一部を改正する等の条例
(盛岡市下水道条例の一部改正)

第 1 条 盛岡市下水道条例(昭和36年条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

- 13 盛岡市手代森第14地割の一部の区域において、平成23年6月1日前に盛岡市下水道条例の一部を改正する等の条例(平成23年条例第 号)第2条の規定による廃止前の盛岡市汚水処理施設条例(以下「旧盛岡市汚水処理施設条例」という。)の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。
- 14 前項の区域における公共下水道の使用に係る使用料については、平成23年7月1日以後に最初に計量し、又は認定した汚水の排出量に係る月分の使用料からこの条例の規定を適用し、同日前に計量し、又は認定した汚水の排出量に係る月分の使用料については、旧盛岡市汚水処理施設条例の例による。
- 15 平成23年6月1日前にした旧盛岡市汚水処理施設条例に違反する行為に対する罰則の適用については、旧盛岡市汚水処理施設条例の例による。

(盛岡市汚水処理施設条例の廃止)

第 2 条 盛岡市汚水処理施設条例(平成4年条例第41号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年6月1日から施行する。

提案理由

盛岡市手代森汚水処理施設に係る区域の公共下水道への切替えに伴い、当該汚水処理施設を廃止するとともに、当該区域の使用料等に関する経過措置を定めようとするものである。

議案第 28 号

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例について
盛岡市保育所条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市保育所条例の一部を改正する条例
盛岡市保育所条例（昭和62年条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条の表本宮保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

本宮保育園を廃止しようとするものである。

議案第 29 号

松内地区コミュニティセンターの管理を行う指定管理者の指定について
次のとおり指定管理者の指定をするものとする。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 松内地区コミュニティセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称
 - (1) 所在地 盛岡市玉山区下田字古河川原136番地 6
 - (2) 名 称 松内自治会
- 3 指定期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 6 項の規定に基づき，議会の議決を求めるものである。

議案第 30 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

平成23年2月24日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成23年4月1日
- 3 契約の金額 金 9,000,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に一括払い。ただし、市長が必要と認めるときは、概算払いをすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 花 館 達
資格 公認会計士

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。